



不妊治療費の助成のご案内

せたな町では少子化対策の一環として、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、先進医療不妊治療の治療費と交通費の一部助成も開始します。

【対象者】

- 法律上婚姻していること
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- 申請日において、夫婦ともに1年以上町内に住所を有していること
- 町民税等の滞納がないこと

【助成内容】

	一般不妊治療	特定不妊治療	先進医療不妊治療
助成するもの	○治療費 ・保険診療の自己負担分 （不妊治療に伴う検査及び薬代も含む） ○文書料 ・対象治療を証明するための町へ提出する証明書の文書料		○治療費 ・厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で行われている以下の治療 《対象となる治療》 ①PICSI ②タイムプラス ③EMMA/ALICE ④SEET法 ⑤ERA検査 ⑥IMSI ⑦子宮内加-う ⑧ERPeaK ⑨二段階胚移植法 ⑩マイクロ流体技術を用いた精子選別 ⑪子宮内膜スクラッチ など ○交通費 ・自宅～医療機関までの距離に対して設定された基準額の2/3の額 ※距離区分は Googlemap で計測 ○文書料 ・対象治療を証明するための町へ提出する証明書の文書料
助成金額	治療費・文書料の合計 1年度につき 上限10万円	治療費・文書料の合計 1回につき 上限15万円	○治療費・文書料の合計 1回につき 上限15万円
助成回数	通算5年間	6回まで	○治療費・文書料 6回まで ○交通費 1回の治療につき5回まで

★詳しくは、下記保健師までお問合せください

せたな町保健福祉課保健推進係（保健師） 北檜山区：☎0137-84-5984

